

結核定期健康診断の実施及び報告について

法律に基づく実施と報告の義務



感染に基づく 実施と報告の義務

感染症法第53条の2及び第53条の7により、定期的な診断と報告が義務付けられています。



毎年度の実施と 結果報告

対象施設の長は、毎年度健康診断を行い、行政への報告を完了させる必要があります。



健康管理の 「定期点検」

施設の安全を守るため、建物点検のように毎年決まった時期に実施する重要な業務です。

対象施設と実施タイミング

医療・福祉施設



病院・診療所・社会福祉施設等の職員、および65歳以上の入所者が対象です。



施設区分:	対象者:	実施時期:
病院・診療所・社会福祉施設 	・業務に従事する者 ・社会福祉施設は65歳以上の入所者も報告対象  	毎年度 

学校・教育機関



小・中・高校・大学等の職員、および当該年度に入学した学生が対象です。



施設区分: 学校(小・中・高・大学等)	対象者: 業務に従事する者	実施時期: 毎年度
		
施設区分: 学校(大学・高校・専修等)	対象者: 本年度入学した学生 ※高校生以上	実施時期: 入学した年度
  		

※実施義務者及び対象についての詳細は、本市ホームページを御参照ください。

次の2種類の方法のうち、いずれかにより御報告ください。

推奨：入力フォームからのオンライン報告



報告期限：毎年4月10日

前年度分を取りまとめ、
毎年4月10日までに必ず
報告を行ってください。



オンライン報告は「スマートな窓口」

- 24時間いつでも提出可能で、最も効率的な報告方法です。
- 紙の書類作成や郵送の手間を省き、迅速に手続きを完了できます。

書面による報告（オンラインが困難な場合）



所在区の区役所へ
報告書を提出

事業所が所在する区の「健康長寿推進課」が提出窓口となります。

- 提出書類は「実施報告書」指定の様式に記入し、窓口へ持参または郵送にて提出してください。

<書面報告先（事業者が所存する区の「健康長寿推進課」）>

	所在地	電話番号	FAX番号
北 区	〒603-8511 北区紫野東御所田町33-1	432-1438	432-1590
上京区	〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町285	441-2872	441-0180
左京区	〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	702-1219	702-1316
中京区	〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	812-2544	812-0072
東山区	〒605-8511 東山区清水5丁目130-6	561-9128	531-2869
山科区	〒607-8511 山科区榎辻池尻町14-2	592-3222	502-1677

	所在地	電話番号	FAX番号
下京区	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	371-7292	351-8752
南 区	〒601-8511 南区西九条南田町1-3	681-3573	681-1870
右京区	〒616-8511 右京区太秦下刑部町12	861-2177	861-9559
西京区	〒615-8552 西京区上桂森下町25-1	381-7643	393-0867
伏見区	〒612-8511 伏見区鷹匠町39-2	611-1162	611-1140

入力フォームでの報告について

【原則】ID検索と入力フォームでの報告

IDまたは事業所名で検索

独自の9桁IDまたは名称の一部を入力し、虫眼鏡アイコンで検索します。



自動表示内容の確認と修正

情報に修正がある場合は、備考欄へ正しい内容を入力してください。



報告は「事業所単位」で実施
複数の事業所がある場合は、必ずID
(事業所)ごとに報告が必要です。



事業所A



事業所B

スマート窓口(フォーム)

【例外対応】ID未登録の場合

専用様式のダウンロードと作成
市ホームページから「結核定期健康診断
実施報告書」を取得し、作成します。



指定の件名でメール送付

件名を「(事業所名) 結核健診実施報告
について」とし、指定アドレスへ送付。



仮受付窓口(メール)

来年度からのデジタル化準備
メール報告後は市側でID登録を行い、
次年度よりフォーム利用が可能になり
ます。



メール報告



ID登録完了・
フォーム利用開始